

## ○心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について

(平成13年12月12日地基補第239号)  
各支部長あて理事長

第1次改正 平成15年9月24日地基補第154号

第2次改正 平成16年4月19日地基補第104号

第3次改正 平成22年7月1日地基補第168号

標記の件については、「公務上の災害の認定基準について」(平成15年9月24日地基補第153号)によるほか、下記により取り扱われたい。

なお、「心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の公務上災害の認定について」(平成7年3月31日地基補第47号)は、廃止するので了知されたい。(第1次改正・一部、第3次改正・一部)

### 記

#### 第1 心・血管疾患及び脳血管疾患が公務上の災害と認められる場合の要件

1 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。以下同じ。）等の病態を加齢、一般生活によるいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）を受けていたことが明らかに認められることが必要である。

- (1) 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。
- (2) 発症前に、通常の日常の職務（被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、正規の勤務時間「1日当たり平均概ね8時間勤務」内に行う日常の職務をいう。以下同じ。）に比較して特に過重な職務に従事したこと。

2 「過重負荷」を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることが必要である。通常は、「過重負荷」を受けてから24時間以内に症状が顕在化するが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別事案に係る疾

病の発症機序等に応じ、鑑別を行う必要がある。

## 第2 認定の対象とする疾患

本通知が認定の対象とする心・血管疾患及び脳血管疾患（これらの疾患のうち負傷に起因するものを除く。以下「対象疾患」という。）は、次に掲げるものをいう。

### 1 心・血管疾患

- (1) 狹心症
- (2) 心筋梗塞
- (3) 心停止（心臓性突然死を含む。）
- (4) 重症の不整脈（心室細動等）
- (5) 肺塞栓症
- (6) 大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）

### 2 脳血管疾患

- (1) くも膜下出血
  - (2) 脳出血
  - (3) 脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）
  - (4) 高血圧性脳症
- （第3次改正・一部）

## 第3 対象疾患の公務起因性の判断に関する取扱い

1 対象疾患の公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）起因性を判断するに当たっては、第1に掲げる認定の要件及び対象疾患について、迅速、かつ、適正に調査し、医学経験則に照らし、総合的に評価して判断する。（第3次改正・一部）

この場合において「過重負荷」を評価するための期間は、個別事案ごとに異なるものであるが、第1の1の(2)の場合にあっては、比較的長期間（発症前概ね半年間程度とするが、特別の事情が特に長期間に及ぶことを余儀なくされていた場合は概ね1年間程度）を要するものがあることに留意する必要がある。（第2次改正・一部）

2 対象疾患の公務起因性の判断については、理事長に協議することとする。

この場合において、理事長は、公務起因性の判断が複雑、かつ、困難と思

料する事案については、複数の医学専門家から対象疾患の発症機序、鑑別診断等に関する医学的知見を徴するものとする。(第3次改正・一部)

#### 第4 認定要件の具体的事項等の運用

1 第1の1の(1)の「異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと」とは、次に掲げる場合である。

(1) 医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合

(2) 対象疾患の発症前に日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合

(3) 対象疾患の発症前に暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合

(4) その他、対象疾患の発症前に緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合

(第3次改正・一部)

2 第1の1の(2)の「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」とは、医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいい、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的緊張の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次に掲げる場合等である。(第3次改正・一部)

(1) 発症前1週間程度から数週間(「2~3週間」をいう。)程度にわたる、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずる特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合

(2) 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続)を行っていた場合

(3) 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続)を行っていた場合

3 第4の2の(1)から(3)に掲げる時間外勤務の評価の他、次に掲げる職務従事

状況等を評価要因とし、医学経験則に照らして、強度の精神的、肉体的過重性が認められる場合は、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価する。

(1) 交替制勤務職員の深夜勤務（22時から翌朝5時までの勤務）中の頻回出動及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職務従事状況

(2) 著しい騒音、寒暖差、頻回出張等不快、不健康な勤務環境下における職務従事状況

(3) 緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況

(4) 精神的緊張を伴う職務への従事状況（特に精神的緊張の程度が著しいと認められるものについて、その実態を検討し、医学経験則に照らして評価すること。）

4 第4の2及び3の場合において、特に過重な職務等への従事状況の評価については、被災職員と職種、職、職務経験及び年齢等が同程度の職員（以下「同種職員等」という。）にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と認められるか否かについて客観的に行う必要がある。

この場合同種職員等には、健康な状態にある者のみならず、対象疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変等を有しているものの、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない程度の職員も含まれていることに留意すること。

（第3次改正・一部）

## 第5 対象疾患の発症機序等について

対象疾患は、医学経験則に照らせば、被災職員に係る加齢等の属性と発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の個体的要因に生活的要因、職務上の要因が相加・相乗に作用して発症するものである。（第3次改正・一部）

したがって、被災職員が有する発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の素因・基礎疾患の病態が高度であると認められる場合には、公務が相対的に有力な原因となって発症したか否かについては、医学経験則に照らし、慎重に判断することが必要である。

## 第6 留意事項

1 対象疾患以外の詳細不明等の心・血管疾患及び脳血管疾患並びに「過重負荷」を受けたことにより発症したとして被災職員等から請求のあった循環器

系の疾患の認定については、過重な職務に従事したことにより、医学経験則上、当該疾患発症の相対的有力原因と認められる強度の精神的又は肉体的負担を受けていた場合には、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病」と認められることに留意することが必要である。(第3次改正・一部)

- 2 心・血管疾患及び脳血管疾患の診断病名については、一般的には、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回修正」(ICD-10という。)の「循環器系の疾患（I00—I99）」に準拠する我が国で使用する疾病、傷害及び死因の統計分類による診断病名が用いられる場合が多いが、我が国の従来診断病名（例えば心不全死、脳卒中等）によるものがあることに留意することが必要である。
- 3 本通知の適正な運用のためには詳細な調査が必要であるが、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意することが必要である。

#### 第7 対象疾患等の公務起因性判断のための調査事項

- (1) 一般的事項
- (2) 災害発生の状況
- (3) 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等
- (4) 被災職員の身体状況に関する事項
- (5) 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細
- (6) 発症後の医師の所見等
- (7) 支部専門医の所見
- (8) その他の事項
- (9) 添付を要する資料の一覧（例示）

(第3次改正・一部)

基発第1063号  
平成13年12月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の  
認定基準について

標記については、平成7年2月1日付け基発第38号（以下「38号通達」という。）及び平成8年1月22日付け基発第30号（以下「30号通達」という。）により示してきたところであるが、今般、「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会」の検討結果を踏まえ、別添の認定基準を新たに定めたので、今後の取扱いに遗漏のないよう万全を期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、38号通達及び30号通達は廃止する。



## 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準

### 第1 基本的な考え方

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。以下「脳・心臓疾患」という。）は、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態（以下「血管病変等」という。）が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至るものとされている。

しかしながら、業務による明らかな過重負荷が加わることによって、血管病変等がその自然経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患が発症する場合があり、そのような経過をたどり発症した脳・心臓疾患は、その発症に当たって、業務が相対的に有力な原因であると判断し、業務に起因することの明らかな疾病として取り扱うものである。

このような脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼす業務による明らかな過重負荷として、発症に近接した時期における負荷のほか、長期間にわたる疲労の蓄積も考慮することとした。

また、業務の過重性の評価に当たっては、労働時間、勤務形態、作業環境、精神的緊張の状態等を具体的かつ客観的に把握、検討し、総合的に判断する必要がある。

### 第2 対象疾病

本認定基準は、次に掲げる脳・心臓疾患を対象疾病として取り扱う。

#### 1 脳血管疾患

- (1) 脳内出血（脳出血）
- (2) くも膜下出血
- (3) 脳梗塞
- (4) 高血圧性脳症

#### 2 虚血性心疾患等

- (1) 心筋梗塞
- (2) 狹心症
- (3) 心停止（心臓性突然死を含む。）
- (4) 解離性大動脈瘤

### 第3 認定要件

次の(1)、(2)又は(3)の業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱う。

- (1) 発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事(以下「異常な出来事」という。)に遭遇したこと。
- (2) 発症に近接した時期において、特に過重な業務(以下「短期間の過重業務」という。)に就労したこと。
- (3) 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務(以下「長期間の過重業務」という。)に就労したこと。

### 第4 認定要件の運用

#### 1 脳・心臓疾患の疾患名及び発症時期の特定について

##### (1) 疾患名の特定について

脳・心臓疾患の発症と業務との関連性を判断する上で、発症した疾患名は重要であるので、臨床所見、解剖所見、発症前後の身体の状況等から疾患名を特定し、対象疾病に該当することを確認すること。

なお、前記第2の対象疾病に掲げられていない脳卒中等については、後記第5によること。

##### (2) 発症時期の特定について

脳・心臓疾患の発症時期については、業務と発症との関連性を検討する際の起点となるものである。

通常、脳・心臓疾患は、発症(血管病変等の破綻(出血)又は閉塞した状態をいう。)の直後に症状が出現(自覚症状又は他覚所見が明らかに認められることをいう。)するとされているので、臨床所見、症状の経過等から症状が出現した日を特定し、その日をもって発症日とすること。

なお、前駆症状(脳・心臓疾患発症の警告の症状をいう。)が認められる場合であって、当該前駆症状と発症した脳・心臓疾患との関連性が医学的に明らかとされたときは、当該前駆症状が確認された日をもって発症日とすること。

#### 2 過重負荷について

過重負荷とは、医学経験則に照らして、脳・心臓疾患の発症の基礎となる

血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められる負荷をいい、業務による明らかな過重負荷と認められるものとして、「異常な出来事」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」に区分し、認定要件としたものである。

ここでいう自然経過とは、加齢、一般生活等において生体が受ける通常の要因による血管病変等の形成、進行及び増悪の経過をいう。

(1) 異常な出来事について

ア 異常な出来事

異常な出来事とは、具体的には次に掲げる出来事である。

(7) 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態

(1) 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態

(ウ) 急激で著しい作業環境の変化

イ 評価期間

異常な出来事と発症との関連性については、通常、負荷を受けてから24時間以内に症状が出現するとされているので、発症直前から前までの間を評価期間とする。

ウ 過重負荷の有無の判断

異常な出来事と認められるか否かについては、①通常の業務遂行過程においては遭遇することがまれな事故又は災害等で、その程度が甚大であったか、②気温の上昇又は低下等の作業環境の変化が急激で著しいものであったか等について検討し、これらの出来事による身体的、精神的負荷が著しいと認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

(2) 短期間の過重業務について

ア 特に過重な業務

特に過重な業務とは、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務をいうものであり、日常業務に就労する上で受ける負荷の影響は、血管病変等の自然経過の範囲にとどまるものである。

ここでいう日常業務とは、通常の所定労働時間内の所定業務内容をいう。

## イ 評価期間

発症に近接した時期とは、発症前おおむね1週間をいう。

## ウ 過重負荷の有無の判断

(7) 特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚労働者又は同種労働者（以下「同僚等」という。）にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

ここでいう同僚等とは、当該労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者のほか、基礎疾患有していたとしても日常業務を支障なく遂行できる者をいう。

(1) 短期間の過重業務と発症との関連性を時間的にみた場合、医学的には、発症に近いほど影響が強く、発症から遡るほど関連性は希薄となるとされているので、次に示す業務と発症との時間的関連を考慮して、特に過重な業務と認められるか否かを判断すること。

① 発症に最も密接な関連性を有する業務は、発症直前から前日までの間の業務であるので、まず、この間の業務が特に過重であるか否かを判断すること。

② 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であると認められない場合であっても、発症前おおむね1週間以内に過重な業務が継続している場合には、業務と発症との関連性があると考えられるので、この間の業務が特に過重であるか否かを判断すること。

なお、発症前おおむね1週間以内に過重な業務が継続している場合の継続とは、この期間中に過重な業務に就労した日が連続しているという趣旨であり、必ずしもこの期間を通じて過重な業務に就労した日が間断なく続いている場合のみをいうものではない。したがって、発症前おおむね1週間以内に就労しなかった日があったとしても、このことをもって、直ちに業務起因性を否定するものではない。

(2) 業務の過重性の具体的な評価に当たっては、以下に掲げる負荷要因について十分検討すること。

### a 労働時間

労働時間の長さは、業務量の大きさを示す指標であり、また、過

重性の評価の最も重要な要因であるので、評価期間における労働時間については、十分に考慮すること。

例えば、発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められるか、発症前おおむね1週間以内に継続した長時間労働が認められるか、休日が確保されていたか等の観点から検討し、評価すること。

b 不規則な勤務

不規則な勤務については、予定された業務スケジュールの変更の頻度・程度、事前の通知状況、予測の度合、業務内容の変更の程度等の観点から検討し、評価すること。

c 拘束時間の長い勤務

拘束時間の長い勤務については、拘束時間数、実労働時間数、労働密度（実作業時間と手待時間との割合等）、業務内容、休憩・仮眠時間数、休憩・仮眠施設の状況（広さ、空調、騒音等）等の観点から検討し、評価すること。

d 出張の多い業務

出張については、出張中の業務内容、出張（特に時差のある海外出張）の頻度、交通手段、移動時間及び移動時間中の状況、宿泊の有無、宿泊施設の状況、出張中における睡眠を含む休憩・休息の状況、出張による疲労の回復状況等の観点から検討し、評価すること。

e 交替制勤務・深夜勤務

交替制勤務・深夜勤務については、勤務シフトの変更の度合、勤務と次の勤務までの時間、交替制勤務における深夜時間帯の頻度等の観点から検討し、評価すること。

f 作業環境

作業環境については、脳・心臓疾患の発症との関連性が必ずしも強くないとされていることから、過重性の評価に当たっては付加的に考慮すること。

(a) 温度環境

温度環境については、寒冷の程度、防寒衣類の着用の状況、一連続作業時間中の採暖の状況、暑熱と寒冷との交互のばく露の状況、激しい温度差がある場所への出入りの頻度等の観点から検討

し、評価すること。

なお、温度環境のうち高温環境については、脳・心臓疾患の発症との関連性が明らかでないとされていることから、一般的に発症への影響は考え難いが、著しい高温環境下で業務に就労している状況が認められる場合には、過重性の評価に当たって配慮すること。

(b) 騒音

騒音については、おおむね80dBを超える騒音の程度、そのばく露時間・期間、防音保護具の着用の状況等の観点から検討し、評価すること。

(c) 時差

飛行による時差については、5時間を超える時差の程度、時差を伴う移動の頻度等の観点から検討し、評価すること。

g 精神的緊張を伴う業務

精神的緊張を伴う業務については、別紙の「精神的緊張を伴う業務」に掲げられている具体的業務又は出来事に該当するものがある場合には、負荷の程度を評価する視点により検討し、評価すること。

また、精神的緊張と脳・心臓疾患の発症との関連性については、医学的に十分な解明がなされていないこと、精神的緊張は業務以外にも多く存在すること等から、精神的緊張の程度が特に著しいと認められるものについて評価すること。

(3) 長期間の過重業務について

ア 疲労の蓄積の考え方

恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発症させることがある。

このことから、発症との関連性において、業務の過重性を評価するに当たっては、発症前の一定期間の就労実態等を考察し、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかという観点から判断することとする。

イ 特に過重な業務

特に過重な業務の考え方とは、前記(2)のアの「特に過重な業務」の場合と同様である。

#### ウ 評価期間

発症前の長期間とは、発症前おおむね6か月間をいう。

なお、発症前おおむね6か月より前の業務については、疲労の蓄積に係る業務の過重性を評価するに当たり、付加的要因として考慮すること。

#### エ 過重負荷の有無の判断

(ア) 著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚等にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

(イ) 業務の過重性の具体的な評価に当たっては、疲労の蓄積の観点から、労働時間のほか前記(2)のウの(ア)のbからgまでに示した負荷要因について十分検討すること。

その際、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした1か月単位の連続した期間をみて、

① 発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね4.5時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いが、おおむね4.5時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること

② 発症前1か月間におおむね120時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

を踏まえて判断すること。

ここでいう時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数である。

また、休日のない連続勤務が長く続くほど業務と発症との関連性をより強めるものであり、逆に、休日が十分確保されている場合は、疲労は回復ないし回復傾向を示すものである。

## 第5 その他

### 1 脳卒中について

脳卒中は、脳血管発作により何らかの脳障害を起こしたものい、従来、脳血管疾患の総称として用いられているが、現在では、一般的に前記第2の1に掲げた疾患に分類されている。

脳卒中として請求された事案については、前記第4の1の(1)の考え方に基づき、可能な限り疾患名を確認すること。

その結果、対象疾病以外の疾病であることが確認された場合を除き、本認定基準によって判断して差し支えない。

### 2 急性心不全について

急性心不全（急性心臓死、心臓麻痺等という場合もある。）は、疾患名ではないことから、前記第4の1の(1)の考え方に基づき、可能な限り疾患名を確認すること。

その結果、急性心不全の原因となった疾病が、対象疾病以外の疾病であることが確認された場合を除き、本認定基準によって判断して差し支えない。

### 3 不整脈について

平成8年1月22日付け基発第30号で対象疾病としていた「不整脈による突然死等」は、不整脈が一義的な原因となって心停止又は心不全症状等を発症したものであることから、「不整脈による突然死等」は、前記第2の2の(3)の「心停止（心臓性突然死を含む。）」に含めて取り扱うこと。

## 精神的緊張を伴う業務

日 常 的 に 精 神 的 緊 張 を 伴 う 業 務	具 体 的 業 務	負荷の程度を評価する視点
	常に自分あるいは他人の生命、財産が脅かされる危険性を有する業務	危険性の度合、業務量（労働時間、労働密度）、就労期間、経験、適応能力、会社の支援、予想される被害の程度等
	危険回避責任がある業務	
	人命や人の一生を左右しかねない重大な判断や処置が求められる業務	
	極めて危険な物質を取り扱う業務	業務量（労働時間、労働密度）、就労期間、経験、適応能力、会社の支援等
	会社に多大な損失をもたらし得るような重大な責任のある業務	
	過大なノルマがある業務	
	決められた時間（納期等）どおりに遂行しなければならないような困難な業務	
	顧客との大きなトラブルや複雑な労使紛争の処理等を担当する業務	
	周囲の理解や支援のない状況下での困難な業務	業務の困難度、社内での立場等
	複雑困難な新規事業、会社の建て直しを担当する業務	プロジェクト内での立場、実行の困難性等

発症に近づいた時期における精神的緊張を伴う業務に特有する出来事	出 来 事	負荷の程度を評価する視点
	労働災害で大きな怪我や病気をした。	被災の程度、後遺障害の有無、社会復帰の困難性等
	重大な事故や災害の発生に直接関与した。	事故の大きさ、加害の程度等
	悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした。	事故や被害の程度、恐怖感、異常性の程度等
	重大な事故（事件）について責任を問われた。	事故（事件）の内容、責任の度合、社会的反響の程度、ペナルティの有無等
	仕事上の大きなミスをした。	失敗の程度・重大性、損害等の程度、ペナルティの有無等
	ノルマが達成できなかった。	ノルマの内容、達成の困難性、強制性、達成率の程度、ペナルティの有無等
	異動（転勤、配置転換、出向等）があった。	業務内容・身分等の変化、異動理由、不利益の程度等
	上司、顧客等との大きなトラブルがあった。	トラブル発生時の状況、程度等

## 労働時間集計表

発症前1カ月(平成21年8月31日～平成21年9月29日)

	原告主張の労働時間				被告主張の労働時間				総労働時間数	時間外労働時間数
	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数		
9/29(火)	6:50～20:20	13:30	12:45	① 76:18	⑥=①-40 36:18	7:40～20:00	12:20	11:35	① 57:50	⑥=①-40 17:50
9/28(月)	6:50～20:11	13:21	12:21			7:40～19:00	11:20	10:20		
9/27(日)	8:00～19:00	11:00	10:00			～				
9/26(土)	8:00～17:00	9:00	8:00			8:30～17:00	8:30	7:30		
9/25(金)	6:50～21:22	14:32	13:47			7:40～19:00	11:20	10:35		
9/24(木)	6:50～19:00	12:10	11:10			7:40～19:00	11:20	10:20		
9/23(水)	8:00～17:00	9:00	8:15			8:30～17:00	8:30	7:30		
9/22(火)	8:00～17:00	9:00	8:15	② 60:20	⑦=②-40 20:20	8:30～17:00	8:30	7:30	② 54:00	⑦=②-40 14:00
9/21(月)	8:00～17:00	9:00	8:00			8:30～17:00	8:30	7:30		
9/20(日)	～					～				
9/19(土)	8:00～17:00	9:00	8:00			8:30～17:00	8:30	7:30		
9/18(金)	6:50～19:00	12:10	11:25			7:40～19:00	11:20	10:35		
9/17(木)	6:50～21:05	14:15	13:15			7:40～19:00	11:20	10:20		
9/16(水)	6:50～19:00	12:10	11:25			7:40～19:00	11:20	10:35		
9/15(火)	6:50～18:00	11:10	10:25	③ 65:14	⑧=③-40 25:14	7:40～18:00	10:20	9:35	③ 58:55	⑧=③-40 18:55
9/14(月)	6:50～19:57	13:07	12:07			7:40～19:00	11:20	10:20		
9/13(日)	～					～				
9/12(土)	8:00～17:00	9:00	8:00			8:30～17:00	8:30	7:30		
9/11(金)	6:50～19:00	12:10	11:25			7:40～19:00	11:20	10:35		
9/10(木)	6:50～19:00	12:10	11:10			7:40～19:00	11:20	10:20		
9/9(水)	6:50～19:42	12:52	12:07			7:40～19:00	11:20	10:35		
9/8(火)	6:50～20:06	13:16	12:31	④ 69:24	⑨=④-40 29:24	7:40～19:00	11:20	10:35	④ 59:45	⑨=④-40 19:45
9/7(月)	6:50～19:49	12:59	11:59			7:40～19:00	11:20	10:20		
9/6(日)	～					～				
9/5(土)	7:30～17:30	10:00	9:00			7:30～17:30	10:00	9:00		
9/4(金)	6:50～19:00	12:10	11:25			7:40～19:00	11:20	10:35		
9/3(木)	7:50～19:40	11:50	10:50			8:30～19:00	10:30	9:30		
9/2(水)	7:50～22:14	14:24	13:39			8:30～19:00	10:30	9:45		
9/1(火)	6:50～19:00	12:10	11:25	⑤ 11:25	⑩=⑤-8 3:25	8:30～19:00	10:30	9:45	⑤ 9:45	⑩=⑤-8 1:45
8/31(月)	～					～				
		305:26		①～⑤ 282:41	⑥～⑩ 114:41		262:30		①～⑤ 240:15	⑥～⑩ 72:15

## 労働時間集計表

発症前2カ月(平成21年8月1日～平成21年8月30日)

原告主張の労働時間				被告主張の労働時間							
	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数	
8/30(日)	～	0:00		① 51:30	⑥=①-40 11:30	～	0:00		① 49:00	⑥=①-40 9:00	
8/29(土)	8:00～17:00	9:00	8:00			8:30～17:00	8:30	7:30			
8/28(金)	8:00～17:15	9:15	8:30			8:30～17:15	8:45	8:00			
8/27(木)	8:00～17:15	9:15	8:15			8:30～17:15	8:45	8:00			
8/26(水)	8:00～17:15	9:15	8:30			8:30～17:15	8:45	8:00			
8/25(火)	8:00～18:00	10:00	9:15			8:30～18:00	9:30	8:45			
8/24(月)	8:00～18:00	10:00	9:00			8:30～18:00	9:30	8:45			
8/23(日)	～	0:00		② 49:45	⑦=②-40 9:45	～	0:00		② 49:15	⑦=②-40 9:15	
8/22(土)	8:00～12:30	4:30	3:30			8:30～12:30	4:00	4:00			
8/21(金)	8:00～17:15	9:15	8:30			8:30～17:15	8:45	8:00			
8/20(木)	8:00～18:00	10:00	9:00			8:30～18:00	9:30	8:45			
8/19(水)	8:00～17:15	9:15	8:30			8:30～17:15	8:45	8:00			
8/18(火)	7:00～18:00	11:00	10:15			7:00～18:00	11:00	10:15			
8/17(月)	7:00～18:00	11:00	10:00			7:00～18:00	11:00	10:15			
8/16(日)	～	0:00		③ 0:00	⑧=③-40	～	0:00		③ 0:00	⑧=③-40	
8/15(土)	～	0:00				～	0:00				
8/14(金)	～	0:00				～	0:00				
8/13(木)	～	0:00				～	0:00				
8/12(水)	～	0:00				～	0:00				
8/11(火)	～	0:00				～	0:00				
8/10(月)	～	0:00				～	0:00				
8/9(日)	～	0:00		④ 40:00	⑨=④-40	～	0:00		④ 39:30	⑨=④-40	
8/8(土)	～	0:00				～	0:00				
8/7(金)	8:30～15:15	6:45	6:00			8:30～15:15	6:45	6:00			
8/6(木)	8:30～18:00	9:30	8:30			8:30～18:00	9:30	8:45			
8/5(水)	8:30～17:15	8:45	8:00			8:30～17:15	8:45	8:00			
8/4(火)	8:00～17:15	9:15	8:30			8:30～17:15	8:45	8:00			
8/3(月)	8:00～18:00	10:00	9:00			8:30～18:00	9:30	8:45			
8/2(日)	～			⑤ 0:00	⑩	～			⑤ 0:00	⑩	
8/1(土)	～					～					
		156:00		①～⑤ 141:15	⑥～⑩ 21:15			150:00		①～⑥ 137:45	⑥～⑩ 18:15

## 労働時間集計表

発症前3カ月(平成21年7月2日～平成21年7月31日)

	原告主張の労働時間			被告主張の労働時間						
	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数
7/31(金)	8:00～11:30	3:30	2:45	① 64:30	⑥=①-40 24:30	8:30～11:30	3:00	3:00	① 63:15	⑥=①-40 23:15
7/30(木)	8:00～18:00	10:00	9:00			8:30～18:00	9:30	8:45		
7/29(水)	8:00～18:00	10:00	9:15			8:30～18:00	9:30	8:45		
7/28(火)	8:00～17:15	9:15	8:30			8:30～17:15	8:45	8:00		
7/27(月)	8:00～18:00	10:00	9:00			8:30～18:00	9:30	8:45		
7/26(日)	7:00～20:00	13:00	12:00			7:00～20:00	13:00	12:00		
7/25(土)	6:00～21:00	15:00	14:00			6:00～21:00	15:00	14:00		
7/24(金)	8:00～15:15	7:15	6:30	② 51:00	⑦=②-40 11:00	8:30～15:15	6:45	6:00	② 49:00	⑦=②-40 9:00
7/23(木)	11:30～18:00	6:30	5:30			11:30～18:00	6:30	5:45		
7/22(水)	8:30～17:15	8:45	8:00			8:30～17:15	8:45	8:00		
7/21(火)	8:00～17:15	9:15	8:30			8:30～17:15	8:45	8:00		
7/20(月)	8:00～16:30	8:30	7:30			8:30～16:30	8:00	7:15		
7/19(日)	8:00～16:30	8:30	7:30			8:30～16:30	8:00	7:00		
7/18(土)	8:00～16:30	8:30	7:30			8:30～16:30	8:00	7:00		
7/17(金)	7:10～15:25	8:15	7:30	③ 60:49	⑧=③-40 20:49	7:40～15:25	7:45	7:30	③ 54:50	⑧=③-40 14:50
7/16(木)	7:10～18:30	11:20	10:20			7:40～18:30	10:50	9:50		
7/15(水)	7:10～18:30	11:20	10:35			7:40～18:30	10:50	10:05		
7/14(火)	7:10～20:33	13:23	12:38			7:40～18:30	10:50	10:05		
7/13(月)	7:10～20:26	13:16	12:16			7:40～19:00	11:20	10:20		
7/12(日)	～	0:00				～	0:00			
7/11(土)	8:00～16:30	8:30	7:30			8:30～16:30	8:00	7:00		
7/10(金)	7:10～21:16	14:06	13:21	④ 70:20	⑨=④-40 30:20	7:40～19:00	11:20	10:35	④ 59:25	⑨=④-40 19:25
7/9(木)	7:10～19:00	11:50	10:50			7:40～19:00	11:20	10:20		
7/8(水)	7:10～20:33	13:23	12:38			7:40～19:00	11:20	10:35		
7/7(火)	7:10～20:56	13:46	13:01			7:40～19:00	11:20	10:35		
7/6(月)	7:10～21:10	14:00	13:00			7:40～19:00	11:20	10:20		
7/5(日)	～	0:00				～	0:00			
7/4(土)	8:00～16:30	8:30	7:30			8:30～16:30	8:00	7:00		
7/3(金)	8:30～19:15	10:45	10:00	⑤ 21:27	⑩=⑤-8 13:27	8:30～16:55	8:25	7:40	⑤ 16:10	⑩=⑤-16 0:10
7/2(木)	8:30～20:57	12:27	11:27			8:30～18:00	9:30	8:30		
		292:51		①～⑤ 268:06	⑥～⑩ 100:06		265:10		①～⑤ 242:40	⑥～⑩ 66:40

## 労働時間集計表

発症前4カ月(平成21年6月2日～平成21年7月1日)

	原告主張の労働時間			被告主張の労働時間						
	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数
7/1 (水)	8:30 ~ 22:14	13:44	12:59	① 51:40	⑥=①-40 11:40	8:30 ~ 16:55	8:25	7:40	① 42:15	⑥=①-40 2:15
6/30 (火)	8:30 ~ 16:55	8:25	7:40			8:30 ~ 16:55	8:25	7:40		
6/29 (月)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:30			8:30 ~ 18:00	9:30	8:30		
6/28 (日)	~	0:00				~	0:00			
6/27 (土)	~	0:00				~	0:00			
6/26 (金)	7:10 ~ 17:30	10:20	9:35			7:40 ~ 17:30	9:50	9:05		
6/25 (木)	7:10 ~ 21:06	13:56	12:56			7:40 ~ 18:00	10:20	9:20		
6/24 (水)	7:10 ~ 19:56	12:46	12:01	② 62:47	⑦=②-40 22:47	7:40 ~ 17:30	9:50	9:05	② 52:35	⑦=②-40 12:35
6/23 (火)	7:10 ~ 19:17	12:07	11:22			7:40 ~ 17:30	9:50	9:05		
6/22 (月)	7:10 ~ 20:05	12:55	11:55			7:40 ~ 18:10	10:30	9:30		
6/21 (日)	~	0:00				~	0:00			
6/20 (土)	8:00 ~ 12:30	4:30	3:30			8:30 ~ 12:30	4:00	4:00		
6/19 (金)	7:10 ~ 19:00	11:50	11:05			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6/18 (木)	7:10 ~ 21:04	13:54	12:54			7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6/17 (水)	7:50 ~ 19:39	11:49	11:04	③ 67:09	⑧=③-40 27:09	8:30 ~ 16:55	8:25	7:40	③ 53:25	⑧=③-40 13:25
6/16 (火)	7:10 ~ 19:38	12:28	11:43			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6/15 (月)	7:10 ~ 20:03	12:53	11:53			7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6/14 (日)	~	0:00				~	0:00			
6/13 (土)	8:00 ~ 16:30	8:30	7:30			8:30 ~ 16:30	8:00	7:00		
6/12 (金)	7:10 ~ 20:35	13:25	12:40			7:40 ~ 15:25	7:45	7:30		
6/11 (木)	7:10 ~ 20:29	13:19	12:19			7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6/10 (水)	7:10 ~ 19:00	11:50	11:05	④ 70:58	⑨=④-40 30:58	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35	④ 57:25	⑨=④-40 17:25
6/9 (火)	7:10 ~ 21:38	14:28	13:43			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6/8 (月)	7:10 ~ 20:14	13:04	12:04			7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6/7 (日)	~	0:00				~	0:00			
6/6 (土)	7:30 ~ 16:30	9:00	8:00			7:30 ~ 16:30	9:00	8:00		
6/5 (金)	7:10 ~ 19:56	12:46	12:01			7:40 ~ 17:00	9:20	8:35		
6/4 (木)	7:10 ~ 22:15	15:05	14:05			7:40 ~ 18:00	10:20	9:20		
6/3 (水)	7:10 ~ 18:00	10:50	10:05	⑤ 21:38	⑩=⑤-8 13:38	7:40 ~ 18:00	10:20	9:35	⑤ 18:10	⑩=⑤-16 2:10
6/2 (火)	7:10 ~ 19:28	12:18	11:33			7:40 ~ 17:00	9:20	8:35		
		295:42		①～⑤ 274:12	⑥～⑩ 106:12		243:50		①～⑤ 223:50	⑥～⑩ 47:50

## 労働時間集計表

発症前5カ月(平成21年5月3日～平成21年6月1日)

原告主張の労働時間				被告主張の労働時間							
	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数	
6/1 (月)	7:10 ~ 20:05	12:55	11:55	① 75:15	⑥=①-40 35:15	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20	① 66:25	⑥=①-40 26:25	
5/31 (日)	8:00 ~ 16:30	8:30	7:30			8:30 ~ 16:30	8:00	7:00			
5/30 (土)	8:00 ~ 16:30	8:30	7:30			8:30 ~ 16:30	8:00	7:00			
5/29 (金)	7:10 ~ 20:25	13:15	12:30			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35			
5/28 (木)	7:10 ~ 19:00	11:50	10:50			7:40 ~ 19:00	11:20	10:20			
5/27 (水)	7:10 ~ 19:41	12:31	11:46			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35			
5/26 (火)	7:10 ~ 21:09	13:59	13:14			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35			
5/25 (月)	7:10 ~ 19:48	12:38	11:38	② 59:49	⑦=②-40 19:49	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20	② 52:15	⑦=②-40 12:15	
5/24 (日)	~	0:00				~	0:00				
5/23 (土)	8:00 ~ 16:30	8:30	7:30			8:30 ~ 16:30	8:00	7:00			
5/22 (金)	7:10 ~ 19:47	12:37	11:52			7:40 ~ 19:30	11:50	11:05			
5/21 (木)	8:30 ~ 19:34	11:04	10:04			8:30 ~ 18:00	9:30	8:30			
5/20 (水)	8:30 ~ 18:50	10:20	9:35			8:30 ~ 16:55	8:25	7:40			
5/19 (火)	8:30 ~ 18:25	9:55	9:10			8:30 ~ 16:55	8:25	7:40			
5/18 (月)	8:30 ~ 19:55	11:25	10:25	③ 53:33	⑧=③-40 13:33	8:30 ~ 18:00	9:30	8:30	③ 44:50	⑧=③-40 4:50	
5/17 (日)	~	0:00				~	0:00				
5/16 (土)	~	0:00				~	0:00				
5/15 (金)	7:10 ~ 19:33	12:23	11:38			7:40 ~ 17:25	9:45	9:00			
5/14 (木)	7:10 ~ 20:40	13:30	12:30			7:40 ~ 18:00	10:20	9:20			
5/13 (水)	7:10 ~ 17:25	10:15	9:30			7:40 ~ 17:25	9:45	9:00			
5/12 (火)	7:10 ~ 17:25	10:15	9:30			7:40 ~ 17:25	9:45	9:00			
5/11 (月)	7:10 ~ 20:38	13:28	12:28	④ 50:12	⑨=④-40 10:12	7:40 ~ 18:30	10:50	9:50	④ 44:45	⑨=④-40 4:45	
5/10 (日)	~	0:00				~	0:00				
5/9 (土)	8:00 ~ 16:30	8:30	7:30			8:30 ~ 16:30	8:00	7:00			
5/8 (金)	7:10 ~ 18:30	11:20	10:35			7:40 ~ 18:30	10:50	10:05			
5/7 (木)	7:10 ~ 20:19	13:09	12:09			7:40 ~ 18:30	10:50	9:50			
5/6 (水)	8:00 ~ 12:30	4:30	3:45			8:30 ~ 12:30	~4:00	4:00			
5/5 (火)	8:00 ~ 12:30	4:30	3:45			8:30 ~ 12:30	4:00	4:00			
5/4 (月)	~	0:00		⑤ 0:00	⑩ 0:00	~	0:00		⑤ 0:00	⑩ 0:00	
5/3 (日)	~	0:00				~	0:00				
		259:49		①～⑤ 238:49	⑥～⑩ 78:49		227:45		①～⑤ 208:15	⑥～⑩ 48:15	

## 労働時間集計表

発症前6ヶ月(平成21年4月3日～平成21年5月2日)

	原告主張の労働時間				被告主張の労働時間				総労働時間数	時間外労働時間数
	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数	総労働 時間数	時間外労 働時間数	労働時間 (始業～終業)	1日の拘束 時間数	1日の労働 時間数		
5/2 (土)	8:00 ~ 12:30	4:30	3:30	① 47:21	⑥=①-40 7:21	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00	① 42:20	⑥=①-40 2:20
5/1 (金)	7:30 ~ 18:30	11:00	10:15			7:40 ~ 18:30	10:50	10:05		
4/30 (木)	7:30 ~ 21:00	13:30	12:30			7:40 ~ 18:30	10:50	9:50		
4/29 (水)	~	0:00				~	0:00			
4/28 (火)	7:30 ~ 19:21	11:51	11:06			7:40 ~ 17:00	9:20	8:35		
4/27 (月)	7:30 ~ 18:30	11:00	10:00			7:40 ~ 18:30	10:50	9:50		
4/26 (日)	~	0:00				~	0:00			
4/25 (土)	~	0:00		② 53:27	⑦=②-40 13:27	~	0:00		② 43:45	⑦=②-40 3:45
4/24 (金)	7:50 ~ 18:00	10:10	9:25			8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
4/23 (木)	7:50 ~ 18:56	11:06	10:06			8:30 ~ 18:30	10:00	9:00		
4/22 (水)	7:50 ~ 19:55	12:05	11:20			8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
4/21 (火)	7:50 ~ 20:10	12:20	11:35			8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
4/20 (月)	7:50 ~ 19:51	12:01	11:01			8:30 ~ 18:00	9:30	8:30		
4/19 (日)	~	0:00				~	0:00			
4/18 (土)	~	0:00		③ 58:10	⑧=③-40 18:10	~	0:00		③ 52:25	⑧=③-40 12:25
4/17 (金)	7:10 ~ 19:00	11:50	11:05			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4/16 (木)	7:10 ~ 19:00	11:50	10:59			7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
4/15 (水)	7:10 ~ 20:23	13:13	12:28			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4/14 (火)	7:10 ~ 19:33	12:23	11:38			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4/13 (月)	7:10 ~ 20:19	13:09	12:09			7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
4/12 (日)	~	0:00				~	0:00			
4/11 (土)	8:00 ~ 16:30	8:30	7:30	④ 66:01	⑨=④-40 26:01	8:30 ~ 16:30	8:00	7:00	④ 53:25	⑨=④-40 13:25
4/10 (金)	7:10 ~ 20:16	13:06	12:21			7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4/9 (木)	7:50 ~ 20:30	12:40	11:40			8:30 ~ 19:00	10:30	9:30		
4/8 (水)	7:50 ~ 20:25	12:35	11:50			8:30 ~ 17:30	9:00	8:15		
4/7 (火)	7:50 ~ 20:12	12:22	11:37			8:30 ~ 17:30	9:00	8:15		
4/6 (月)	7:10 ~ 19:13	12:03	11:03			7:40 ~ 18:30	10:50	9:50		
4/5 (日)	~	0:00				~	0:00			
4/4 (土)	8:00 ~ 17:25	9:25	8:25	⑤ 16:35	⑩=⑤-8 8:35	8:30 ~ 17:25	8:55	7:55	⑤ 16:05	⑩=⑤-16 0:05
4/3 (金)	8:30 ~ 17:25	8:55	8:10			8:30 ~ 17:25	8:55	8:10		
		261:34		①～⑥ 241:34	⑥～⑩ 73:34		227:00		①～⑤ 208:00	⑥～⑩ 32:00

# 〈掲載省略〉

6 0 ~ 6 2

## 勤務時間集計表（9月29日～8月31日）

(発病前(1)か月目)

	勤務時間 (始業～終業)	1日の拘束時間数	1日の勤務時間数	総勤務時間	時間外勤務時間数
9 / 29 (火)	7:40～20:20	12:40	11:55	① 69:10	⑥ = ① - 40 29:10
9 / 28 (月)	7:40～20:00	12:20	11:20		
9 / 27 (日)	8:00～17:00	9:00	8:00		
9 / 26 (土)	8:30～17:00	8:30	7:30		
9 / 25 (金)	7:40～20:00	12:20	11:35		
9 / 24 (木)	7:40～20:00	12:20	11:20		
9 / 23 (水)	8:30～17:00	8:30	7:30		
9 / 22 (火)	8:30～17:00	8:30	7:30	② 57:00	⑦ = ② - 40 17:00
9 / 21 (月)	8:30～17:00	8:30	7:30		
9 / 20 (日)	～				
9 / 19 (土)	8:30～17:00	8:30	7:30		
9 / 18 (金)	7:40～20:00	12:20	11:35		
9 / 17 (木)	7:40～20:00	12:20	11:20		
9 / 16 (水)	7:40～20:00	12:20	11:35		
9 / 15 (火)	7:40～18:00	10:20	9:35	③ 62:55	⑧ = ③ - 40 22:55
9 / 14 (月)	7:40～20:00	12:20	11:20		
9 / 13 (日)	～				
9 / 12 (土)	8:30～17:00	8:30	7:30		
9 / 11 (金)	7:40～20:00	12:20	11:35		
9 / 10 (木)	7:40～20:00	12:20	11:20		
9 / 9 (水)	7:40～20:00	12:20	11:35		
9 / 8 (火)	7:40～20:00	12:20	11:35	④ 64:45	⑨ = ④ - 40 24:45
9 / 7 (月)	7:40～20:00	12:20	11:20		
9 / 6 (日)	～				
9 / 5 (土)	7:30～17:30	10:00	9:00		
9 / 4 (金)	7:40～20:00	12:20	11:35		
9 / 3 (木)	8:30～20:00	11:30	10:30		
9 / 2 (水)	8:30～20:00	11:30	10:45		
9 / 1 (火)	8:30～19:00	10:30	9:45	⑤ 9:45	⑩ = ⑤ - 8 1:45
8 / 31 (月)	～				
合 計		286:50		①～⑤ 263:35	⑥～⑩ 95:35

## 勤務時間集計表 ( 8月30日 ~ 8月1日 )

(発病前 (2) か月目)

	勤務時間 (始業~終業)	1日の拘束時間数	1日の勤務時間数	総勤務時間	時間外勤務時間数
8 / 30 (日)	~			① 49:00	⑥ = ① - 40 9:00
8 / 29 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
8 / 28 (金)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
8 / 27 (木)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
8 / 26 (水)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
8 / 25 (火)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
8 / 24 (月)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
8 / 23 (日)	~			② 49:15	⑦ = ② - 40 9:15
8 / 22 (土)	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00		
8 / 21 (金)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
8 / 20 (木)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
8 / 19 (水)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
8 / 18 (火)	7:00 ~ 18:00	11:00	10:15		
8 / 17 (月)	7:00 ~ 18:00	11:00	10:15		
8 / 16 (日)	~			③ 0:00	⑧ = ③ - 40 0:00
8 / 15 (土)	~				
8 / 14 (金)	~				
8 / 13 (木)	~				
8 / 12 (水)	~				
8 / 11 (火)	~				
8 / 10 (月)	~				
8 / 9 (日)	~			④ 39:30	⑨ = ④ - 40 0:00
8 / 8 (土)	~				
8 / 7 (金)	8:30 ~ 15:15	6:45	6:00		
8 / 6 (木)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
8 / 5 (水)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
8 / 4 (火)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
8 / 3 (月)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
8 / 2 (日)	~			⑤ 0:00	⑩ = ⑤ - 0 0:00
8 / 1 (土)	~				
合 計		150:00		①~⑤ 137:45	⑥~⑩ 18:15

## 勤務時間集計表 ( 7月31日 ~ 7月2日 )

(発病前 (3) か月目)

	勤務時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 勤務時間数	総勤務数	時間外 勤務時間数
7 / 31 (金)	8:30 ~ 11:30	3:00	3:00	①       	⑥ = ① - 40       
7 / 30 (木)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
7 / 29 (水)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
7 / 28 (火)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
7 / 27 (月)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:45		
7 / 26 (日)	7:00 ~ 20:00	13:00	12:00		
7 / 25 (土)	6:00 ~ 21:00	15:00	14:00		
7 / 24 (金)	8:30 ~ 15:15	6:45	6:00	②       	⑦ = ② - 40       
7 / 23 (木)	11:30 ~ 18:00	6:30	5:45		
7 / 22 (水)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
7 / 21 (火)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
7 / 20 (月)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
7 / 19 (日)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
7 / 18 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
7 / 17 (金)	7:40 ~ 15:25	7:45	7:30	③       	⑧ = ③ - 40       
7 / 16 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
7 / 15 (水)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
7 / 14 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
7 / 13 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
7 / 12 (日)	~				
7 / 11 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
7 / 10 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35	④       	⑨ = ④ - 40       
7 / 9 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
7 / 8 (水)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
7 / 7 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
7 / 6 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
7 / 5 (日)	~				
7 / 4 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
7 / 3 (金)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:45	⑤  	⑩ = ⑤ - 16 )  18:15 2:15
7 / 2 (木)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:30		
合 計		271:15		①~⑤	⑥~⑩
				248:30	72:30

勤務時間集計表 ( 7月1日 ~ 6月2日 )

(発病前 (4) か月目)

	勤務時間 (始業~終業)	1日の拘束時間数	1日の勤務時間数	総勤務数	時間外勤務時間数
7 / 1 (水)	8:30 ~ 16:55	8:25	7:40	① 44:45	⑥ = ① - 40 4:45
6 / 30 (火)	8:30 ~ 16:55	8:25	7:40		
6 / 29 (月)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:30		
6 / 28 (日)	~				
6 / 27 (土)	~				
6 / 26 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6 / 25 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6 / 24 (水)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		⑦ = ② - 40 16:25
6 / 23 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6 / 22 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6 / 21 (日)	~				
6 / 20 (土)	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00		
6 / 19 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6 / 18 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6 / 17 (水)	8:30 ~ 16:55	8:25	7:40		⑧ = ③ - 40 13:25
6 / 16 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6 / 15 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6 / 14 (日)	~				
6 / 13 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
6 / 12 (金)	7:40 ~ 15:25	7:45	7:00		
6 / 11 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6 / 10 (水)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		⑨ = ④ - 40 19:25
6 / 9 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6 / 8 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
6 / 7 (日)	~				
6 / 6 (土)	7:30 ~ 16:30	9:00	8:00		
6 / 5 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
6 / 4 (木)	7:40 ~ 18:00	10:20	9:20		
6 / 3 (水)	7:40 ~ 18:00	10:20	9:35		⑩ = ⑤ - 0 20:10
6 / 2 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
合 計		254:40		①~⑤ 234:10	⑥~⑩ 74:10

## 勤務時間集計表 ( 6月1日 ~ 5月3日 )

(発病前 (5) か月目)

	勤務時間 (始業~終業)	1日の拘束時間数	1日の勤務時間数	総時勤務数	時間外勤務時間数
6 / 1 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20	① 67:25	⑥ = ① - 40 27:25
5 / 31 (日)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
5 / 30 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
5 / 29 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
5 / 28 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
5 / 27 (水)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
5 / 26 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
5 / 25 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20	② 52:15	⑦ = ② - 40 12:15
5 / 24 (日)	~				
5 / 23 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
5 / 22 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
5 / 21 (木)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:30		
5 / 20 (水)	8:30 ~ 16:55	8:25	7:40		
5 / 19 (火)	8:30 ~ 16:55	8:25	7:40		
5 / 18 (月)	8:30 ~ 18:00	9:30	8:30	③ 49:35	⑧ = ③ - 40 9:35
5 / 17 (日)	~				
5 / 16 (土)	~				
5 / 15 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
5 / 14 (木)	7:40 ~ 18:00	10:20	9:20		
5 / 13 (水)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
5 / 12 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
5 / 11 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20	④ 46:45	⑨ = ④ - 40 6:45
5 / 10 (日)	~				
5 / 9 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30		
5 / 8 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
5 / 7 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
5 / 6 (水)	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00		
5 / 5 (火)	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00		
5 / 4 (月)	~			⑤ 0:00	⑩ = ⑤ - 8) 0:00
5 / 3 (日)	~				
合 計		235:30		①~⑤ 216:00	⑥~⑩ 56:00

勤務時間集計表 ( 5月2日 ~ 4月3日 )

(発病前 (6)か月目)

	勤務時間 (始業~終業)	1日の拘束時間数	1日の勤務時間数	総勤務数	時間外勤務時間数
5 / 2 (土)	8:30 ~ 12:30	4:00	4:00	①	⑥ = ① - 40 5:50
5 / 1 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4 / 30 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
4 / 29 (水)	~				
4 / 28 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4 / 27 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
4 / 26 (日)	~				
4 / 25 (土)	~			②	⑦ = ② - 40 8:15
4 / 24 (金)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:45		
4 / 23 (木)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:30		
4 / 22 (水)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:45		
4 / 21 (火)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:45		
4 / 20 (月)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:30		
4 / 19 (日)	~				
4 / 18 (土)	~			③	⑧ = ③ - 40 12:25
4 / 17 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4 / 16 (木)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
4 / 15 (水)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4 / 14 (火)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4 / 13 (月)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:20		
4 / 12 (日)	~				
4 / 11 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30	④	⑨ = ④ - 40 16:25
4 / 10 (金)	7:40 ~ 19:00	11:20	10:35		
4 / 9 (木)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:30		
4 / 8 (水)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:45		
4 / 7 (火)	8:30 ~ 19:00	10:30	9:45		
4 / 6 (月)	7:40 ~ 18:00	10:20	9:20		
4 / 5 (日)	~				
4 / 4 (土)	8:30 ~ 17:00	8:30	7:30	⑤	⑩ = ⑤ - 16 ) 0:00
4 / 3 (金)	8:30 ~ 17:15	8:45	8:00		
合 計		237:25		①~⑤	⑥~⑩ 42:55
			218:25		